

松阪市インフルエンサーを活用した東南アジア向け観光情報発信業務 仕様書

1. 業務の名称

松阪市インフルエンサーを活用した東南アジア向け観光情報発信業務

2. 目的

東南アジアをターゲットに、松阪市の認知度向上及び観光客の増加を図るため、インフルエンサーを活用した情報発信を行うことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4. 納入場所

松阪市産業文化部観光交流課

〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

電話/FAX：0598-53-4405/0598-22-0003

e-mail：kank.div@city.matsusaka.mie.jp

5. ターゲット

タイ・シンガポール市場とする

選定理由：三重県観光連盟のインバウンド施策の事業対象市場（※）であり、松阪市への訪問者数が伸びている国として市の重点地域に位置付けているため。

※事業対象市場 4か国・地域（台湾・タイ・シンガポール・香港）のうち、台湾・香港については、令和5年度にインフルエンサーによるファムツアーや実施済。

6. 業務内容

(1) インフルエンサーの選定・招聘

1) 訪日意欲のあるタイ人及びシンガポール人に対して影響力があり、自身の有するSNS等を通じて効果的な情報発信が期待できるインフルエンサーを、各1名（タイ向け：1名、シンガポール向け：1名）選定・招聘する。

2) 提案にあたっては、以下の条件を満たすこと。

(1) 起用するインフルエンサーを具体的に示し（複数の方を候補として示すことは可とする）、その選定意図を明示すること

(2) 選定したインフルエンサーの起用による効果を推測するための情報（プロフィール及び情報発信に活用する媒体に係るフォロワー数や月間PV数、

過去の発信内容、想定リーチ数等) を提示すること

(2) ファムツアーアの企画・実施

- 1) インフルエンサーが松阪市をめぐるファムツアーアを1回以上実施する。
- 2) ファムツアーアの内容は以下に掲げる内容とする。
 - (1) 日程は2泊3日以上とし、宿泊は松阪市内とすること。
 - (2) 行程は、歴史的街並み散策、香肌峡エリア周遊、松阪木綿に関する体験、及び松阪牛の食事1回以上を含むこと。
 - (3) 具体的な行程は、松阪市及び招聘するインフルエンサーと十分に協議しながら決定すること。

(3) 情報発信

- 1) (2)で実施したファムツアーアについて、インフルエンサー自身が保有するSNSアカウントにて情報発信を実施すること。
- 2) ターゲット市場へ最も効果的にPRができる媒体(複数可)、投稿数、投稿タイミング及び頻度を提案し、エンゲージメント数(「いいね」やコメント、シェア等の合計数)の目標値を提示すること。
- 3) 投稿する内容については、日本語に訳したものを確認用として用意すること。

(4) 効果測定

- 1) 企画提案書で提示した目標エンゲージメント数に対する結果の検証・分析を行い、報告すること。
- 2) 投稿毎の閲覧数及びエンゲージメント数、コメント内容、閲覧者の属性(年齢、地域、特性など)等のデータを集計し、報告すること。

(5) その他

招請中及び招請後に、インフルエンサーから訪問先に関する意見を聞き取り、外国人観光客目線からの課題発見及び分析を行うこと。

7. 成果品

業務終了後、速やかに業務概要及び効果測定結果等を含む業務完了報告書を電子媒体で提出すること。

8. 留意事項

- (1) 業務の詳細については、市と協議の上決定し、進捗状況を綿密に市に報告すること。
- (2) 事業に係る一切の費用は、契約金額に含むものとする。

- (3) 受託業者は被招聘者に対する招聘手続き及び招聘にかかる諸調整の一切を行うこと。
- (4) ファムツアーアの実施にあたっては、訪問及び情報発信等に必要な撮影許可等をとること。
- (5) インフルエンサーによる投稿は、契約期間の終了後もやむを得ない理由がない限り、内容を改変し、又は公開を取りやめることが無いよう、受託者はインフルエンサーと係る条件を付した契約を締結するなど、必要な措置を講ずること。
- (6) SNSへの投稿、及び本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権等について、第三者の権利を侵害しないこと。当該権利に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、市は責任を負わない。
- (7) 本業務による成果品の著作権は松阪市に帰属する。また、本業務の実施により生じた全ての著作物の利用及び再編集は、本市において自由に行うことができるものとする。
- (8) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- (9) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法を遵守すること。
- (10) 本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ本市から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合、及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、本市と受託者が協議の上、決定する。